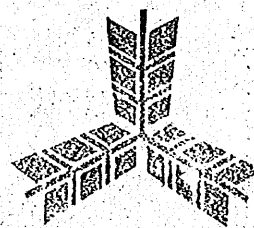
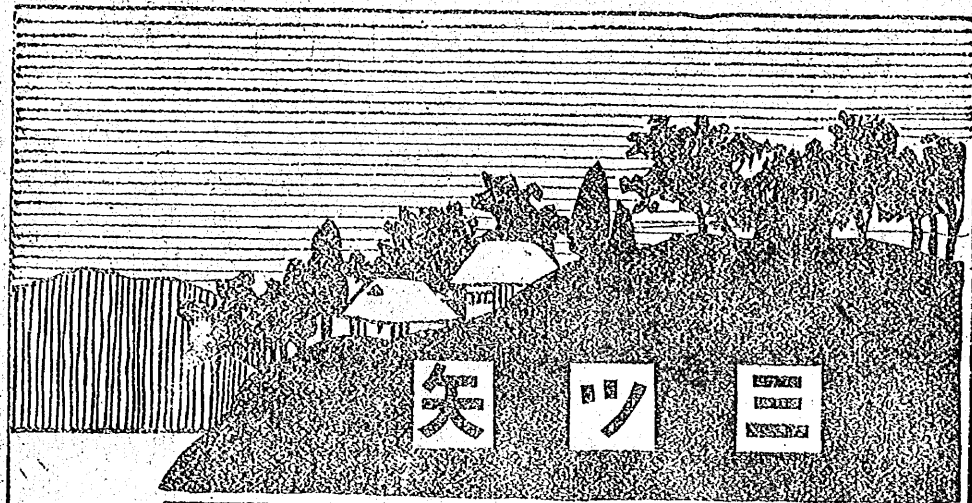


Title	欧洲平和の根本義 (下)
Sub Title	
Author	占部, 百太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1916
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.10, No.9 (1916. 9) ,p.1277(73)- 1291(87)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19160901-0073

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.



サイダー
平野水
記念飲料
コローナ

矢の三大特色

- 一 御料品製造の特別なる恩命を拜受せる事
純良にして豊富なる天然炭酸瓦斯噴出する事
- 一 胃腸、糖尿、腎臓、氣管、婦人病に特效ある
鑛泉にて鑛詰する事
- 一 以上の三大特色は他の清涼飲料水にはありません

三ツ矢サイダー製造元
三ツ矢平野水製造元

帝國鑛泉株式會社

雜 錄

歐洲平和の根本義(下)

占部百太郎

中 改造の原理

八

獨逸をして其中歐同盟の企畫を抛棄せしめ、其配下の諸國民を解放せしめた丈では、未だ聯合國側の目的は其一半が達せられたに過ぎない。彼等の前途には他に一個或點に於ては以上よりも却て困難なる事業が横つて居る。と云ふのは其事業たるや、獨逸側も聯合側も均しく從來の見解を一變して掛らねば其目的を達することが出来ぬからである。

ビスマルクが、歐羅巴の國際政局をば一八一五年維納公會の條約に依て支配しやうと云ふ思想を排斥して、之に代るに武力の團體を基礎としたる普魯士的制度を以てしたことは、既に前章に述べた所である。若し他の諸國民にして、多少利己的な國民主義に化ぶれることなく、隨て國際政局に於ける法律の威力の絶對に重大なることを閑却しなかつたならば、ビスマルクの政策も施すことが出来なかつたであらう。夫れで獨逸が主犯者であるとしても有ゆる他の國民も亦夫れ、罪を分たねばならない。

國際政局に於て法律の威力を維持することを過つた結果は顯著なるものがある。世界は數多の同盟、協商に分立して、各國何れも自家の利益を趁ふことに汲々として居る。侵略的で利己的で殘酷な國もあれば、受働的で寛容で約束を守り他國の自由を尊重する國もあらう。左れど何れの國も自分自らが自家の行爲自家の義務の

唯一裁判官である。是等の國を檢束する法律と云ふものは認められずして、自分が即ち自分の法律である。故に謂ゆる國際法は國家の權利及び自由を保護しないから、諸の國家は恰も法律の保護外に生活する個人の如く、各自自家の安全を求めねばならない。是れ即ち實際自國の武備を意味するのである。平和的な即ち謂ゆる「飽き足つた」國家は、敵國によつて自家の獨立を侵害せられない程度に於て軍備をすれば、貪婪にして禍心を包藏する國家は、其の欲する所のものを若くは當然之を獲る權利ありとする所のものをば、結局武力に訴へて獲得せしむが爲頻りに軍備を整へやうと努むる。斯くて世界に豺狼の如き國家が存すると、直ちに軍備の競争が始まるのである。野心ある國家が軍備を擴張し始めれば、其隣強が之に倣ふ。すると一方は其敵國から驅け抜ける希望から、今一層軍備を擴張する。隣強では必然之に對應することになるか

ら、人間的にも物質的にも一國民の全資源を擧げて戦争の目的の爲に組織する迄に至らない限りは、競争の行止りはない譯である。加之、是等競争諸國が各自の負擔を軽減せむが爲、又は攻撃の爲にせよ、防衛の爲にせよ、其目的を達することを有望にする爲、大體に於て利害の一致する他の諸國と軍事的同盟を組織することになる。併し是れは事局を益、重大ならしむるに過ぎないのである。一方の同盟の武力全體が他方の同盟の武力の總計に匹敵し、一方が軍備を擴張すれば、他方も之に倣ひて、復た又擴張の限界に達するに至る。結局必至の勢として、世界即ち軍備競争圈内の世界は、双方とも充分の武備を整へ、何時たりとも開戦の準備ある兩々相對した大仕掛の陣營に分立される。仍て敵側よりも武力強大なりとの自信ある方で、反對諸國の武力を粉砕し永久に軍事的優越の地歩を確保して以て、此の堪ゆ可らざる軍備擴張の苦境を

免れむと圖るに至る可きことは、單に時の問題である此の如くして起つた戦争は、其目的に限りがない。否、武力の強い側が始めた戦争は、自由の討滅を以て目的とする。何となれば、此の有ゆる抵抗の中心點を滅ぼしてこそ、始めて永久の平和が確保さるゝからである。

以上の如き局面は、宗教戦争が基督教國の統一を破壊した以後、再三再四發生した。其れで若し聯合側が此度の戦争に於て普魯士を撃破ること以上に努めなかつたならば、必然此の如き局面が再び發生するであらう。然らば如何なる方略を採れば好いかと云ふに、唯だ一個の方略がある。其れは即ち一八一五年からビスマルクの時代迄、不完全ながら歐洲に行はれて居た方略である。詳に言へば、國法よりも優越なものゝ認められて、有ゆる文明國が之を遵奉するばかりでなく、又之が勵行を誓つたる國際法の設定である。國際政局の状態は恰も草創時代に於

ける亞米利加西部諸州の如き新しい社會の狀態に似て居る。此の如き新社會では別に定つた法律とてないから、各個人自らが各自の權利義務の判官であるので、自分の安全と自分の權利の防衛は、單に自家の武備と其武力を用る決心に依頼するの外ないのである。此の如き事態では當だ私闘が絶へないばかりか、何等秩序ある社會的進歩も協同も期することが出来ない。社會が此の無政府の狀態から脱かれたのは、個人の權利及び義務を規定したる民法を公布し、裁判所や警察官を用ひて、法律に依て保障されたる自由と正理とを強者乃至利己主義者に對して保護するに至つたときからである。國際政局に於ても全く之と同様である。各國家が銘々無秩序なる社會に於ける個人の如く振舞ふ限りは、各自が其權利なりと信ずる所のものを防衛せむが爲、絶へず互に殺戮を事とするであらう。爾して是等の國家が上記の個人と均しく、法律を定

めて萬國に對する正理を確保し、自から之を遵奉するのみならず、犯さむとする者をして之に服従せしむ可く強制することに一致するまで、此の狀態は休止せぬであらう。

九

一寸考ると、地球上の諸國民が好むで一個の世界的國家に結合さるゝ迄、世界を支配する法律と云ふものは出来ないやうに見ゆる。成程各人が人類全體を支配する法律に對してよりも先づ自國の法律を遵奉することを誓約する限り、適當に世界的法律は行はれないであらう。何となれば、此種の法律は武力に訴へて一社會に之を行はむとするのではなくして、警察力に依て各個人に強制するの力ある迄、而して各人が其世界的國家に對して忠順を誓ふまでは、眞實有效でないからである。世界的國家の出現は前途遼遠である、と云ふのは、世界が現に普魯士人の企てたやうに武力に依て獨裁君主の下に統一

さるゝか、然らざれば、民衆政治と文明とが大に傳播せられて、其決議に對して最も文明の進歩したる諸國民が尊重し服従するが如き一大世界的國會の組織せらるゝに至るを待たねばならぬからである。併し此の如き日の到來する迄、姑らく大體的進歩を以て足れりとする事が出来る。如何となれば、最も重大なる事柄は、世界的國會若くは世界的政府の設立ではなくして各國家相互間の行動を支配す可き明白に規定せられたる正理の原則に服従するに在るので、而して此の如き原則の確立は各國協同の力に依て着手することが出来るからである。若し有ゆる文明國が進むで國民の根本的權利を規定して各種の條約内に之を具體せしめ、世の變遷に伴ひて絶へず是等條約を修正せむが爲會商し、而して各國家は是等の條約に依て制定せられたる法律を遵奉するのみならず、事件の起りしとき、先づ國際會議の判決を仰がずして武力に訴へて

此法律を蹂躪せむとする國あらば、之に反對して全力を盡す可きことを約束するとせば、世界戦亂の禍根は除かれて、新らしき世界の基礎は築かるゝであらう。

今茲に前記の諸國民を支配する法律の詳細を論ずることは、不可能である。併し其法律が有效に總てに對して自由と正理とを確保するものたるには、今日まで存在し來つた謂ゆる國際法なるものと全然別物であらねばならぬことは明白である。從來の國際法と云ふのは、之が爲戦争を惹起すやうな患なき題目を取扱つたものに過ぎない。即ち其れは個人の權利とか、外交官の禮遇とか、罪人引渡しとか、戦時に於ける交戦國及び中立國の權利義務とかに關したる取り極めに過ぎないで、仲裁諸條約と均しく、戦争の原因となり主題となる國家の死活に關する利益乃至名譽の根本の事柄は問題外に措てある。であるから、軍備制限の問題を議する爲召集せ

られた一八九八年の海牙平和會議では公然「政治問題」——詳言すれば、之を保護し之を確保せむが爲、各國夫れ々武備をした其等の事柄は討議を禁せられたのである。斯くて第二回平和會議でも、獨逸の要求に依て、遂に軍備問題の討議を禁せられた。故に國際法を何等か實在のものとするには、國民の自由、其の「膨脹」通商の權利、海陸交通の自由、其他古來戦争の原因となつた有ゆる諸他の事柄に關したる規定であらねばならぬ。而して國際法てふ言葉は、各諸盟國が凡て有ゆる力に訴へて之が勵行を誓約したる其等の決議であると解釋せられねばならぬ。過去に於ける禍亂の半ばは、國際法が何れの國も之が勵行に盡力しない一種の敬虔なる宣言以上に出でなかつた事實に基因したのである。

眞の國際法が民治國 Commonwealth の主義に基いて立てられねばならぬ事は、是れ亦明白で

ある。即ち其の眞意は國際競争に關する普魯士的政治哲學の排斥である。云ふ迄もなく、法律は國家の興亡とか、他國を蠶食して自國を膨脹せしむる等の事に對して規定することは出來ない。其の目的は即ち地球上の總ての人民に對して正理と自由と均等の機會とを保障することに在らねばならない。例へば、此法律は國際間の保障の下に國境を定めて、有ゆる文明國の自由を保護するとか、又は勿論各國共に自國の産業を保護する權利を有て居るから其れに従はなければならぬけれど、各國人が如何なる國に於ても自由に通商するを得る均等の機會を確保した條約に準據して貿易する權利を保護するとか、又は大英國が過去二世紀間平和の際に其海上權を用ひ、米國も今日其れを守つて居る諸原理を法律に編成して、海上の自由を保護するとか是等の事柄を規定せねばならぬ。此法律は又入移民の權利と、何人に永久國籍を許可すべきやを

決する各國家の權利とを調和せねばならぬ。此法律に依て規定せられねばならぬ事柄は他にも澤山あるが、未開國の政治を如何にすべきやと云ふ事は、就中較著なるものである。此國際法の目的は又全然戰爭の廢止に存せねばならぬ。法律は實に戰爭の否認である。法の最大目的は利害の紛争或は衝突の解決をば武力に依らずして、専ら正義と道理に依らしめ、以て戰爭を廢止するに在る。國際的行動を支配する正理の原則を規定し、而して世界の新狀態に適用せらるべき法律が強者側の意思に依らず、専ら道理と公道に遵つて行はるべき實行手段が具はらむには、戰爭は結局根絶せらるゝであらう。例へば、國と國との戰爭は永久に避く可らざるものと假定して、之に干渉或は妨害を加へて海上權の行使を制限し、以て自家陸戰を容易ならしめむことを目的とする海上の自由に對する獨逸流の原則は、此國際法の承認せぬ所であ

らう。海上の自由は陸上の自由と均しく、惟だ國際的條約に依て確保することが出来る。海上の自由も陸上の自由も互に關聯して離るべらざるものである。國際法は又交戰國の權利對中立國權利に關する煩はしい問題をも解決するであらう。左すれば、若し一國民が國際法を破棄せむと企つるとき、有ゆる國家が一致協力して該違法者を詰責するの義務を負ふことゝなつて、中立國の權利は存在しなくなる。即ち總ての國が世界の警察官の任務を負ふ事になる。結局軍備は今日の如く侵害若くは單なる自家防衛の目的の爲に保持せらるゝのでなくして、主として總ての國民の權利と自由とを確保する諸々の國際條約の背後に於ける制裁力をば、如何に野心深き國家と雖武力を以て他國を侵略するの機會を捉る能はざらしむる程度に保持せらるゝことになる。

10

固より今度の大戰終結後に方つて、餘り多くを期待すべきでない。然し總ての國家が多少其の主權を制限せられて出来る國際法を基礎としたる制度の設立を目的とするのと、武力の均衡に基いた從來の國際制度の復歸を默認するのとは、其間に非常の逕庭がある。前者は大國民間の交際を絶へず親密に導き、隨て人事に對して正理の適用を滋くするに引き換へ、後者は世界を修羅の巷に逆轉せしむる。然も尙、若し聯合側が勝利を獲たならば、自動的に國際法の威力に對する基礎を建設すべきは注意に値する事である。何となれば一八一五年の時と同様、平和の箇條中には歐羅巴の領土的決定を含むべく、此決定の遵守せらるゝ限りは國民的自由の保障となり、而かも有ゆる諸盟國は此決定を遵奉し支持する義務を負ふべきからである。此の如くして、國民的自由が一度條約に依て確保さるゝ事となれば、同一方法に依て他の國際的權利を

取扱ふ事も、左して難しくないであらう。

其れ故に重なる文明諸國が保障したる條約制度の設立と、隨てアスキスが數週前に演説したる「有ゆる文明國の平等權の原則を確保する國際的制度」の建設とは、吾人が今回戦争の終末に際して必ず遂行せねばならぬ戦争其れ自身よりも却て一層困難なる事業である。此の如き決定は其れ自身即ち目的であるが、同時に獨逸若くは他の如何なる國家に於て、此決定を破棄し若くは隣國人の自由を攻撃せむとの新畫策を防遏する最善の保障である。普魯士的軍國主義は獨逸人自身にして始めて之を絶滅せしむることが出来る。此の如き軍國主義は畢竟、國家の崇拜と人種的自負心と、並びに多數獨逸人をして爾かく組織し易からしめ、政府の何んな命令にも爾かく柔順ならしめたる個人性の没却とに因て發生したものである。是等の特性は到底武力を以て之を變化せしむることは出来ない。獨

逸人は即ち先づ從來の氣風を一變し、奮起一番其の爲政家等の專制政治を顛覆して政治を自から行ふ底の勇氣を振作せねばならぬ。翻つて思ふに、獨逸人が其目的を達する望の消失したとき彼等が立脚の基礎は忽ち破壊せらるゝであらう。世界征服の大野心に依て獲た所のものは、獨逸文化 Kultur と其支配者階級の約束の全然虛妄にして、幾百萬人の死傷と、由成す國債と文明世界の呪咀とのみであつて、此の如き畫策を再びする機會の絶望なることは、彼等が壓伏し利用した國民の自由を回復したことが充分に證明するのである。然も尙彼等自身の國民的自由は戰勝者の爲剝奪されず、却て國際法の下に保障せられてあるので、獨逸人が自分を裏切つた教義の不正であつたことに目を覺まし、自から民衆主義の國家を建設するに至るは、必然である。

下 聯合諸國の任務

一一

故に吾人の前程に横はる業務は極めて重大である。若し吾人が自由と永續の平和の兩つながら確保したいとならば、當だ非獨逸的歐羅巴を普魯士の軍事的乃至外交的支配から解放するのみならず、世界の有ゆる文明國——聯合側も亞米利加も獨逸同様——は其の傳來的政策を一變せねばならぬ。聯合諸國は今度の戦争に對する總ての責任を獨逸に嫁しやうとする。成る程重なる責任の獨逸に歸するは、公平なる人の疑はない所である。然し他の諸強わけて西歐民衆政治の諸國も亦責任を負はねばならぬ、と云ふのは、彼等が公權の思想と條約の價值とを餘り敬重しなかつたが爲、獨逸をして、文明世界全體の武力的抵抗を必然招くことなくして、武力を用ひて歐洲の秩序を破壊し得べしとの非望を起すに至らしめたからである。若し獨逸が武斷主義の過誤を行つたとすれば、聯合側の多數は平

和主義の過誤に陥つたのであつた。而して其結果、眞個の國際法を設けて、國際的權利に有效なる制裁を附與するが爲必要な準備と犠牲とを怠つたので、現に西歐諸強は世界の自由を回復せむとて、人命と金錢とを水の如くに消費しつゝあるのである。

新しい國際的秩序の設立は、主として聯合諸國と亞米利加合衆國との任務である。獨逸は敗北して其世界征服の夢を抛棄せざるを得ざるに至る迄、新國際法を承認しないこと明白であるから、聯合側は先づ獨逸に打勝たねばならない。若し充分の勝利が獲られたならば、聯合諸國は進むで、獨逸をして遵奉せしむ可く、自由と正義の原則とを法律的形式に具體することを斷行せねばならぬ。幸に聯合諸國は之を實行する望が充分にある。と云ふのは、佛蘭西と伊太利の發展を促した政治上の主義は以上の自由と正義の原則と一致して居る。此原則は亦、アレキサ

ンドル一世が一八〇四年ピットに向て歐洲合同の提議をした以來、露國歴代の皇帝が採つた外交政策と全然符節を合したやうである。露國は内國に於て未だ開けて居ないが、是れは露西亞人に國民的自覺の精神足らず、而して露皇中心主義 Tsarism が彼等を統一する主要の主義であるからである。然し露國人は軍國主義者ではない。又彼等の外交政策は獨逸人の官僚的勢力に左右せられないときは、常に開明主義である。海牙平和會議を發起したのも、今の露帝であつた。日本は未知數である。彼は今自由と普魯士主義との間に彷徨して居るやうであるから、茲數年の中彼が愈々自由の國民間に伍するか、或は國民主義的潮流に突進するか、の疑問が解決せらるゝであらう。

此國際制度改革の事業に、北米合衆國の參與することは肝要である。何となれば、若し國際

法が世界を支配す可きものとすれば、亞米利加をも含むだ總ての國民を支配す可きである。然し此の如きは、合衆國傳來の政策に對して非常なる變化を齎らすであらう。一七七六——八三年の革命は當時の拾三州の殖民が自家國防の負擔を荷うことを拒むだから勃發したのであることを記憶する米國人は極めて少數である。當時若し英國が暴虐であつたならば、米國は最も大切なる自家防衛の責任を盡すことが出来なかつたであらう。而して此の如く、其國境以外の世界に對しては何等責任を有せずと最初から信じ來つた傳説は、其後も絶へず米國人の外交を支配して居るのである。所がモンロー教典の發布は亞米利加外交政策の一大轉進であつた。云ふのは、此の教典は歐羅巴の神聖同盟が他の亞米利加諸共和國に對して攻撃せむとするに對して、米國人をして是等諸國民の獨立を保護すべき責任を負はしめたからである。併かも玖瑪や

比列賓群島や、中央亞米利加諸國や、墨其哥やに對する過去二十年間に於ける米國の外交政策は、尙一層の轉進を示した。所が今度獨逸に對して事實上最後通牒に値するものを提供して、世界の人道に返るとの理由よりして商船に對する潜水艇戰の拋棄を要求したる米國人の行動は全然彼等の國民的傳説の廢止を意味するのである。こは取りも直さず、亞米利加が惟り亞米利加大陸に於けるのみならず、廣く世界を通じて武力の支配に反對して法律の威力に味方したことを意味するのである。合衆國は即ち國家の權力を超絶なりとする普魯士的哲學を否認した如何となれば民治國の主義に忠實なる米國は、人間の權利が國家の權利に超越せねばならぬ事を看取したからである。

此事に關する精神はサッセックス號擊沈後發せられた米國の通牒内に明かに見はれて居る。ウィルソン大統領は明かに潜水艇が無差別に商船を

擊沈するを停止せむと苦心したのである。其れは潜水艇戰が實に米國人の生命財産を危殆ならしむるのみならず、又絶へず非戰團員の生命を奪ひ、剩へ公海をして文明世界の堪へ難しとする無法殘虐なる戰場たらしむるからである。大統領は有ゆる手段を盡して獨逸と折衝したる後、復び本に立歸つて、之が使用は人間の權利と矛盾するが故、合衆國は交戰諸國が其潜水武器の充分なる利用を認諾することが出来ない旨を宣言した。然るに米國人は何處迄も之を遂行しやうすると遂には戰爭を誘ふ可き大統領の此の政策を支持したのである。之に引き換へて獨逸政府は頻々と起つて來る米國政府との紛争に對して、明かに唯だ獨逸國家の利益ばかりを考へつゝあつた。獨逸政府は、明かに一國が他國に對して勝利を得ると云ふ最大目的に資するものならば、如何なる非人道なる手段を採つても其れは決して不正當でないと思つた。隨て合衆

國の干渉を以て獨逸の敵方の爲にする依怙なる嫉妬的の行動であると做した。所が兩國に於て此の紛争を國際法の裁定に任せたので、事は一層紛糾して來た。——其れは吾人が上に述べた如く、本來此種の問題とは關係のない法律に訴るのであるから、徒らに紛糾を大きくするのみである。然し争の要點は極めて明白である。合衆國は公海に於ける人間の權利を主張して居るが、獨逸は苟くも國家の爲になる場合に人道を蹂躪するを得るは國家の權利であると主張するのである。かくて合衆國は國際關係が法律に依て支配せられねばならぬ主義を固守した。而して其の主義を辯護せむが爲には隨分戦争も行ひかねない風であつた。彼は今唯だ一步を進めて公法が實に公海の上のみならず、陸上に於ける諸國民の行動をも支配せねばならぬことに同意を與へ、而して英國人が一九一四年八月四日白耳義中立の蹂躪せられた爲、以來戦ひつゝある

と恰度同一主義を主張す可きである。

一三

以上吾人の所言を盡した所で、結局最大の擔任は英國人の肩上に落ちて來るのである。彼等が地球上到處に散在するが故と政治的に發達して居ない數多の人民が彼等の配下に屬して居るが故と、海上權を制する彼等は國際法を厲行す可き最も有力なる動力を左右し得るが故からして、彼等は世界の改造に方つて専ら重要な役を演ず可き特殊の責任を負ふて居る。英國人は一世紀以上に亘て、人類の四分の一に對して又世界の重なる海洋に於て、法律と秩序とを維持し來つた。彼等は既に公權防禦の爲、大戰に加はつたからには、今となつて其大義を抛棄する事は出來ない。云ふ迄もなく、彼等は進むで他の同盟國と協力して、全世界に對する眞個の國際法を設定する事に努力せねばならぬ。かく英國人に落ち懸つて來た負擔は極めて重

いものである。然るに幸にも英國人は一日増しに過度なる個人主義と平和主義の病から癒へつゝある。此二個の主義こそ、多年の間、彼等をして條約の尊嚴を保つ爲には斷然たる決心に出づるの必要に盲目ならしめ、斯くて遂に今回の戦争を惹起さしめ、剩へ戦争を有効に行ふ上にも重なる障害となつたのである。彼等は現に漸く權利は義務の後に来るものである、自由は自我の主張に因て生ぜず、吾人が自から作つた法律に服従して公共の爲に勤勞して後始めて享受せらるるものである事を會得するに至つた。戦争の實驗は吾人に向つて、吾々が自から法律を造り自から政策を左右するを得る英國の政治組織の一層價值あることを教へたのであるが一方に於て、利己主義者が口癖のやうに人生の目的は個人を法律の束縛から解放するに在るか、或は他人の勤勞に對する義務から免除するに在るとか放言して居た、其放言の虚妄は今度

の戦争に依て全然證明せられたのである。戦争は實に國家を人民の上に超越せしむる幻想から歐羅巴を覺醒しつゝあるばかりでない。戦争は又實に個人を社會の上に在りとする幻想から英國の民主主義者を覺醒せしめつゝある。British Commonwealth は決して自然に成長したものである。其れは各市民の最大義務は公共の利益の爲人民が與り作つた法律を遵奉して、他人の爲に盡すに在ることを充分に認めた吾々の先覺者に依て建設せられたものである。世界的法律の治世も亦獨りでに到來せぬであらう。世界の少數人士が斷然總ての國民を裁判し總ての國民を檢束す可き法律を編成して、長い平和の期間に於て、如何なる國も利己の目的の爲、政て之に違反する能はざるやう該法律の背後に武力的制裁を與る決心をして、茲に始めて此の如き治世が到來するであらう。此の如き法律の威力は英國人の援助を俟たずしては行はれない。若し

英國人の努力ばかりで出来ないうまでも、彼等の協力が其成功に缺く可らざることは云ふまでもない。國際的統一と平和の希望は實に今回の戦争に於ける英國人の忍耐と、其れよりも一層戦後に於ける彼等の聰明な政策に懸るのである。(註 以下數段に亘つて英本國と其四大殖民地との關係を今後如何に改革す可きか、印度帝國及び各王領殖民地の處分は如何、英國は全然是等の殖民地を獨立せしむ可きか、抑、又從來の統治を改めて渾然たる英吉利帝國を組織す可きか若し英帝國の改造を企つるとせば、今回の戦争終結は實に千載一遇の好機會に非るか是等諸問題をば L. Curtis 近著 The Problem of the Commonwealth を參照して痛切に論じて居るけれども是等は寧ろ英國内治の事に屬するから割愛した)。

一四

今回の大戰は善惡共に多くの隠れたる事柄を

其責任ある人々が立國の基礎たる大主義に忠實であつたが爲、而して人間に取つて極めて重要な權利自由を與へたが爲、發生した事を看取するであらう。一世紀以上に亘つて英國は人類の四分の一に對して、自由と平和と並びに自から進展する機會とを與へた。彼は現に歐羅巴に自由を回復せむが爲、努力して居る。之を遂げた曉世界全體をば正當なる法律の支配の下に置いて此大戰の後を善くする大事業に對して、彼が恐らく最も重なる役を演ず可きは明白である。此大業を成さむとするには、勢ひ自家の政治組織をも改造するに至るであらう。是れは實に大變な事業であるけれど、又得難き好機會である。吾人をして吾々英國人が先見の明を欠き決斷に乏しきが爲、此の如く吾々に落ち來つた責任を果たす能はざるが如きことあらざらしめよ。(完)

暴露した。併し餘事は問はずとして、從來英吉利帝國として世界に知られ來つて居るけれど、其性質上吾人は寧ろ British Commonwealth と呼ぶを適當とする一大組織が、明々地に世界に反射せられたのである。British Commonwealth は内外の淺薄なる觀察者に依て、往々誤解せられて居る。之を以て充分なる計畫に成つたものと云ふ者もあれば、否、貪慾と野心の結合であると評する者もあれば幸運なる地理的境遇の產物であると説く者もある。然し是等の言は何れも當つて居ない。British Commonwealth は實に其圈内に於ける凡ての人民に自由を確保し、苟くも適當に行使することを得る有ゆる市民に政治上の責任を分つことを其最大目的とする英國憲法に忠順ならしむが爲、結合せられたる人民の一大社會である。而して苟くも公平なる心を以て英國の歴史を研究した者は British Commonwealth が幾多の變遷を経來つたけれど、概して

佛國戰時の食料問題(二)

増井 幸雄

二 肉類

目 次

戦前に於ける肉類の自足主義——開戦後の肉類消費額の増加——軍隊用の肉輸入——肉類の輸入税廢止——家畜の減少——早殺禁止令——家畜の内容變化——肉價の騰貴——肉價の制定——市營肉類販賣所の開設——民間への肉類供給——最初の失敗——政府の補助——肉價の近況——諸改革案。

佛國は戦前に於ては穀類の場合と同じく肉類に就ても自足主義を採つて居つた。外國產の食用家畜並に肉類を輸入することは戦時に於ける肉類の供給を危うし平時に於ける農民の利益を害するものとして特に農民社會の反對する所となり、肉類の輸入を阻止する目的を以て牛、馬